

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当村は長野県の南部、下伊那郡の北部に位置し、東は南アルプス国立公園赤石山脈により静岡県に接し、北は伊那市長谷、西は駒ケ根市、中川村、松川町、豊丘村、南は飯田市上村と接している。南北 28km 東西 16km で総面積は 248.28 m²、その面積の 97%は山林原野で占められている。村の東側は南北にのびる南アルプス連峰と西側の伊那山地はそれぞれ急峻な山々が互いに近接し、平坦地は非常に少なく農耕地並びに集落は、標高 670m から 1,170m の間の急傾斜地に散在する典型的な山村である。人口は令和 6 年 3 月 31 日現在 880 人となっている。年齢 3 区分別人口は平成 27 年まではいずれの年齢区分も減少傾向にあったが、平成 27 年から令和 2 年にかけて 15 歳未満の年少人口及び 15~64 歳の生産年齢人口が増加に転じている。

当村の産業は、農業及び林業を基幹としてきたが、農業については地理的・自然的条件に恵まれず、又若年労働力の減少により経営の主体が高齢者及び女性に移り、生活基盤の脆弱さに加え近代化も遅れている。林業については、木材価格の低迷、若年層の村外流出と山仕事を嫌う傾向により労働力の高齢化が進み、住民の林業に対する意識が衰退傾向にある。こうした産業変革の流れと相まって、本村の人口減少と高齢化の進展は進み続け、産業の担い手不足は深刻となっている。近年は自然回帰志向、農村回帰志向の I ターン者も増えているが、農業だけでは十分な経済的基盤を作り出す条件も限られることから、事業継続支援や若者に魅力ある就業の場を創出し、IU ターン者も定住促進を図ることが最重要課題となっている、

このような中、独自の取り組みとして大鹿村商工業振興事業補助金等を講じて、支援してきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業づくりを目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内中小企業の生産性向上を図ることを目指す。

これを実現するために計画期間中に 2 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者が労働生産性（中小企業等の経営強化にかんする基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村として業種に偏ることなく、村内のすべての企業に生産性向上の効果を波及させることを目的とするため、中小企業等経営強化法施行規則第7条1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、市街地やその周辺地域および山間地に至るまで広域的に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は、農業、林業、建設業、採石業、製造業、卸・小売業など多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上が実現する必要があるため、本計画の対象業種、事業はすべての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。